福井市公衆浴場の設置場所及び衛生等に関する基準を定める条例施行規則(平成31年3月29日規則第59号)

新旧対照表

| 改正案 | 現　行 |
| --- | --- |
| 第１条～第３条（略）<br>（水質基準）<br>第４条　条例第４条第１号ニの規則で定める湯又は水は次に掲げるとおりとし、同号ニの規則で定める水質基準は次の各号に掲げる湯又は水の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。<br>(1)（略）<br>(2) 浴槽水　アからエまでに掲げる水質基準（温泉、薬湯等を使用することにより、ア及びイに掲げる水質基準に適合させることが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合にあっては、ウ及びエに掲げる水質基準）<br>ア 濁度は、５度以下であること。<br>イ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）が１リットル中に８ミリグラム以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量が１リットル中に２５ミリグラム以下であること。<br>ウ 大腸菌は、１ミリリットル中に１個以下であること。<br>エ レジオネラ属菌は、１００ミリリットル中に１０CFU 未満であること。<br>(3)（略）<br>第５条　（略）<br>附　則　（略）<br>附　則<br>この規則は、令和７年５月１日から施行する。 | 第１条～第３条（略）<br>（水質基準）<br>第４条　条例第４条第１号ニの規則で定める湯又は水は次に掲げるとおりとし、同号ニの規則で定める水質基準は次の各号に掲げる湯又は水の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。<br>(1)（略）<br>(2) 浴槽水　アからエまでに掲げる水質基準（温泉、薬湯等を使用することにより、ア及びイに掲げる水質基準に適合させることが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合にあっては、ウ及びエに掲げる水質基準）<br>ア 濁度は、５度以下であること。<br>イ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）が１リットル中に８ミリグラム以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量が１リットル中に２５ミリグラム以下であること。<br>ウ 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性のかん菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、１ミリリットル中に１個以下であること。<br>エ レジオネラ属菌は、１００ミリリットル中に１０CFU 未満であること。<br>(3)（略）<br>第５条　（略）<br>附　則　（略） |